

# 確定申告の日程

できるだけ日程表のとおり申告してください。

## 根雨・日野地区 会場＝開発センター

| 月日(曜)    | 対 象 地 区     |          |
|----------|-------------|----------|
|          | 午前8時45分～11時 | 午後1時～4時  |
| 2月16日(水) | 後谷、根雨1区     | 安原       |
| 17日(木)   | 根雨5区、小原     | 濁谷、三谷地区  |
| 18日(金)   | 門谷          | 別所、貝原    |
| 21日(月)   | 金持          | 津地       |
| 22日(火)   | 野田          | 下榎1区     |
| 23日(水)   | 根雨6区        | 上本郷      |
| 24日(木)   | 舟場          | 根雨3区     |
| 25日(金)   | 秋縄          | 下榎2区     |
| 28日(月)   | 根雨4区、榎市     | 下本郷、三土   |
| 3月1日(火)  | 高尾          | 板井原、根雨2区 |
| 14日(月)   | 根雨・日野地区の補足日 |          |

## 黒坂・菅福地区 会場＝町公民館

| 月日(曜)   | 対 象 地 区     |            |
|---------|-------------|------------|
|         | 午前9時～11時    | 午後1時～4時    |
| 3月3日(木) | 下黒坂地区       | 黒坂2区       |
| 4日(金)   | 上上菅         | 福長地区       |
| 7日(月)   | 下上菅、中上菅     | 中菅地区       |
| 8日(火)   | 黒坂6区、小河内地区  | 黒坂5区       |
| 9日(水)   | 黒坂1区        | 下菅、黒坂下3区   |
| 10日(木)  | 久住、黒坂7区     | 黒坂上3区、黒坂4区 |
| 11日(金)  | 黒坂・菅福地区の補足日 |            |

全地区の補足日(該当日に都合がつかない人)

3月15日(火) 会場＝開発センター 午前8時45分～午後4時

昨年と変わったところ

農業所得の計算方法  
平成16年分の確定申告から農業所得の計算方法はすべて収支計算に変わり、今まで一部使われてきた農業所得標準による申告は廃止されました。農業をしている人は、収支計算(収入から必要経費を差

し引いて計算する方法)をして申告のときに提出してください。なお、収入、支出が分かる明細書や領収書を持参ください。

配偶者特別控除の控除額  
平成16年分から配偶者控除に該当する場合は、上乘せして適用していた控除額(上乘せ額の最高38万円が廃止になりました。

申告に必要なもの

申告の時には次のものが必ずです。必ずご持参ください。税務署から申告書が送付されている人は、その申告書と事業所得などのある人は同封の収支内訳書  
農業所得がある人は、収支内訳書と内容が分かる書類

印かん

給与、年金などのある人は源泉徴収票  
医療費控除(所得金額の5%もしくは10万円以上の支払いのあったとき)を受ける人は、支払った医療費の領収書と保険などで補てんされる金額の明細書  
生命保険料控除、損害保険料控除のある人は、支払つ

た保険料の証明書  
住宅取得等特別控除を受けるとは、登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書  
公共事業で土地や家屋の買収があつた人は買取証明書  
山林、土地の譲渡があつた人は、売買契約書  
還付申告の場合には、還付金の振り込み先の口座番号のわかるもの(本人名義の口座に限ります)

申告をお忘れなく

平成16年中に所得があつた人は、すべて申告が必要です。申告に基づき平成17年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料等の算定をします。国民健康保険の被保険者は所得がなくても必ず申告してください。申告をしていない場合は、保険税の減額対象者でも減額が受けられなくなる場合があります。また、申告がないと所得証明などの証明書が発行できなくなりしますので必ず申告してください。